

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
 2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

2 9 10
 下野澤

電信写

08-035

19

大 政事外外儀官
 人務務 典房
 次次
 臣秘官官審審長長

政経環査 外研
 代ア人入察審 長
 表大使使大参

儀対会要厚情研
 察入国在警史オ図

外報官 審報際内外準
 プ

文長 審一二

領移 参政保対旅外

審 審 平
 長 国

審 審軍不原料

国 参行専入難地

長 中東
 長 東西

審一二保

審一二

参西口東
 西新洋
 独

審一二アア
 一二

審総漁国 審
 参経エ国 版
 経一ネ 準
 経途 二

参海 審準

審政調開無
 長 民 参緊評技有理

審 審 審 審

審 審 審 審

審 審 審 審

総 番 号 R164814

主 管

月 4日

韓 国 発

亜 北

平成 7年 8月 4日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

山 下 大 使

H韓関係（こう復50しゅう年特集シリーズ記事：報道）

第2480号 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 SO8652-02）

4日付韓国日報は、光復（日本の植民地支配よりの解放）50周年に際し、シリーズ記事を掲載しているところ、その第2回目「未完の光復」と題する記事の要旨以下のとおり。

光復50周年に際して、多くの日韓間の未解決問題の中には、従軍慰安婦問題、強制徴用・徴兵問題、原爆被害者問題等の補償問題が未だ大部分を占めている。

1. 元従軍慰安婦

従軍慰安婦問題は、日韓国交正常化の交渉当時には、取上げられさえしなかった新たな被害分野の問題である。1988年7月、韓国教会女性連合会に「挺身隊調査研究委員会」が結成されてから、本格的な調査・研究作業が始まった。90年11月には、女性団体連合などの17の女性・人権団体が「韓国挺身隊問題対策協議会」を結成、真相究明のための本格的な活動を開始した。

第2次世界大戦中、従軍慰安婦に動員されたアジア女性は、約20万名と推定されており、そのうち90%が韓国人であるというのが今までの調査活動の結論である。しかし、国内で把握されている被害者は、現在、約170名のみである。

日本政府は、1992年1月、軍の関与事実を初めて認め、次いで政府による強制連行の事実も公式的に認めた。日本政府は、1994年12月、民間基金により慰労金を支給するという案を提示して被害者の反発を買った。

2. 原爆被害者

原爆被害者は、日本人の被爆者と同じ治療と補償を希望しているが、日本政府の拒否により精神的苦痛まで受けている。韓国人原爆被害者は、約10万名と推定されている。原爆被害者に対する日本政府の補償は、1991年と1993年に盧泰愚（ノ・テウ）政権との交渉を通じて、治療費と療

養センター建設費等の名目で拠出した40億円が全てである。

原爆被害者協会は、日本政府を相手に訴訟を提起して、①死亡者と生存被害者に対する補償金3千億円の支給、②日本人の被害者と同等な治療等を要求している。

3. 徴用徴兵

何人かの被害者が補償を要求する訴訟を日本の裁判所に提起したが、提訴者の死亡により事件が有耶無耶となったり、提訴中である事件も長引いているだけで、補償判決を受けたケースはない。

日本は、1965年の日韓協定により、右問題も一括妥結したと主張している。韓国政府は、日本から受け取った請求権資金3億ドルを財源として1970年4月に対日民間請求権補償法を制定（ママ）、しかし、同法は、在日同胞を対象から除外し、死亡通知のあった被害者21919名のみを対象とする等いろいろな問題点のため、きちんとした清算ができなかった。被害者は、「数多くの失踪として処理された者及び負傷者は、一体どこで補償を受けることができるのか」と反問している。

政府は、この問題について、補償は要求しないが、真相は究明しなければならぬという公式な立場を明らかにしている。しかし、被害者は、政府対政府の請求権問題は、協定により終わったかも知れないが、個人の被害については補償を要求し得るというのが国際法の本質であると強調している。

(了)